

瀬戸地区スクールバス運行業務委託（その4） 仕様書

1. 運行の目的

岡山市東区瀬戸町内の学校の児童の通学手段としてスクールバスを運行させ通学の利便を図ることを目的とする。

2. 契約の履行期間

令和7年4月28日～令和8年3月31日

3. 業務内容

岡山市教育委員会の準備するバス（4台）を使用し、岡山市東区瀬戸町に設置する停留所と岡山市東区瀬戸町内の学校との間を運行し児童を輸送し、スクールバスの管理を行うこと。

4. 運行車両仕様等

(1) 運行路線・乗車人員

【登校時】通常4台運行、運行予定便数：1便、運行日数：約205日／年

スクールバスA（千種小学校～大内方面） 最大乗車予定人員：4人

スクールバスB（千種小学校～弓削方面） 最大乗車予定人員：14人

スクールバスC（江西小学校～菊山・宿奥・観音寺方面）

最大乗車予定人員：28人

スクールバスD（江西小学校～森末方面） 最大乗車予定人員：28人

【下校時】通常4台運行、運行予定便数：2便、運行日数：約205日／年

スクールバスA（千種小学校～大内方面） 最大乗車予定人員：4人

スクールバスB（千種小学校～弓削方面） 最大乗車予定人員：14人

スクールバスC（江西小学校～菊山・宿奥・観音寺方面）

最大乗車予定人員：28人

スクールバスD（江西小学校～笹岡・森末方面） 最大乗車予定人員：28人

5 路線別の運行について

(1) スクールバスA（千種小学校～大内方面）

・利用者及びバス停

このバスの停車するバス停とそのバス停での利用者は以下のとおり。

バス停	大内（正木）～大内（鵜居北）間のバス停及び千種小学校
利用者	千種小学校児童

(2) スクールバスB（千種小学校～弓削方面）

・利用者及びバス停

このバスの停車するバス停とそのバス停での利用者は以下のとおり。

バス停	弓削（金山）～弓削（寺見）間のバス停及び千種小学校
利用者	千種小学校児童

（３）スクールバスＣ（江西小学校～菊山・宿奥・観音寺方面）

・利用者及びバス停

このバスの停車するバス停とそのバス停での利用予定者は以下のとおり。

バス停	肩脊、観音寺、宿奥、菊山及び江西小学校
利用者	江西小学校児童

（４）スクールバスＤ（江西小学校～笹岡・森末方面）

・利用者及びバス停

このバスの停車するバス停とそのバス停での利用予定者は以下のとおり。

バス停	笹岡、寺地東、森末及び江西小学校
利用者	江西小学校児童

（５）バス停車位置については別紙「瀬戸町スクールバス路線図」のとおりとする。

（バス停の詳細な図面等は、入札後に落札者に配布する）

（６）契約期間中に路線の経路の変更を要する場合は、別途協議することとする。

6 運行日

（１） 運行日数・便数等 1台あたりの運行予定日数は約205日以内

曜日・学期等により運行ダイヤが変化するため、別途作成する各年度の標準時刻表及び変更依頼書を参照すること。

運行日数や便数は予定であるため、学校行事、災害、インフルエンザ等の集団感染等により変更する可能性がある。

また、利用人数の増加や学校の時間割の変更等で恒常的に便数が増えた場合も契約内で対応すること。

（２） 運行は、学校休業日以外の日とする。学校行事等による臨時の増便・減便・ダイヤ変更、バスの運行日数・便数の振替等に柔軟に対応すること。なお、便とは、児童を乗せ走行する小学校～各路線の終点間の片道をいう。例えば、下校便で小学校を出発し、2路線の終点へ学校に戻らず運行する場合があるが、この場合も1便とする。また、便数とは各路線の小学校～各路線の終点を児童を乗せた状態で走行する回数をいい、回送は、含まれない。（スクールバスの待機場所は、基本的にそれぞれのスクールバスの車庫とする。）

なお、1週間以上運行する予定がない場合は、試走等バッテリーあがりを防ぐための対応を行うこと。車両整備不備以外のバッテリーあがりについては、リース業者と調

整の上、受託者にて修理費を負担すること。

(3) 夏季休業期間中の運行

運行日数内で夏季休業期間中プール開放日等に1日最大8便程度、1年間で約2日程度の運行がある。

(4) 土曜日その他の運行

休業期間中の試走や土曜日等に1日最大8便程度、1年間で約11日程度の運行がある。また、標準時刻表にない時間での増便対応についても、この運行日数内で対応すること。

(5) 契約期間中に路線の変更が必要となった場合には、別途協議する。

7 運行に関して

- (1) 各年度の標準時刻表に基づき運行すること。(各年度の標準時刻表は、別紙、標準運行時刻表を基本とし、当該年度の利用予定者に応じて年度当初に作成する。)ただし、年度途中においても、やむを得ない場合は、時刻表を見直すことがあるが、その場合は、変更後の時刻表に基づいて運行すること。なお、学校行事の関係で毎月多くの運行時刻変更が予想されるため、運行前月の20日までに「運行変更依頼書」をもって運行時刻の変更等を依頼する。(契約月については、契約後すみやかに連絡するものとする。)ただし、やむを得ない事情で急遽変更が必要となった場合は、速やかにその旨を連絡するものとする。
- (2) 放課後陸上・水泳練習増便、夏季休業期間中の運行は、希望制のため運行の取りやめ、運行日数・便数の大幅な減少の可能性がある。
- (3) 契約期間中に路線の変更が必要となった場合には、別途協議する。

8 運転手に関して

- (1) 運転手は、バスごとに専属で従事するものとし、曜日による運転手の変更等は、原則認めない。
- (2) 児童の安全に最善の注意を払い、対応すること。特に終点到着時や車庫への入庫時等では、最後尾まで目視にて置き去りや忘れ物がないか指差しで確認すること。
スクールバスB、C、Dについては、目視点検に加え、安全装置の操作により児童の置き去りがないか確認をすること。
- (3) 災害時に臨時で運行が必要な場合があるため、災害(台風等)が予想される場合には、運転手を待機させること。また、インフルエンザの集団感染等で臨時下校便の運行が必要になった場合には、概ね1時間以内に対応できるようにしておくこと。
- (4) 緊急時の連絡等のため運転手に携帯電話を持たせること。

9 点呼について

- (1) 点呼方法については、対面、機械点呼を問わないが、点呼結果を記録すること。

- (2) バスの点検結果や健康状態のチェック等通常の点呼を行うことはもとより、検知器による飲酒検知を毎日行うこと。毎月の検査結果報告書を作成し、翌月5日までに委託者へ提出すること。
- (3) 点呼の結果異常があった場合、運転月報に記録するとともにすぐに教育委員会へ対応策を連絡すること。
- (4) 点呼結果については、契約終了時まで保管し、求めがあった場合には提出すること。

10 安全管理等

- (1) スクールバスの基本的な整備についてはリース会社が行うが、その他の整備及び走行に必要な負担は、受託者の負担とする。洗車等の日常的な車両の整備については受託者の負担で適宜行うこと。
- (2) 故障、事故等が発生した場合は、適切な処置をし、学校等及び岡山市教育委員会へ直ちに報告すること。
- (3) 運転中、整備中、車両保管中 etc. にかかわらず委託期間中の故意及び過失により発生した事故等による損害は、受託者の負担とする。乗車全員分の安全が確保できるとともに、万一事故等の場合を考慮して、対人、対物及び搭乗者に対する無制限の賠償が行えるよう任意保険に加入すること。加入した保険証の写しを提出すること。
- (4) 道路交通に関する法規等を遵守し、常に安全に心がけ運行すること。

11 業務報告

受託者は、運転月報を記録し、翌月5日（3月は、3月31日まで）までに、提出すること。

12 支払方法

業務委託料の支払いは、月末締め請求による毎月払いとする。ただし、4月分は5月分に含むものとする。

委託料を11で除した金額を毎月の委託料とする。ただし1円未満の端数が生じた場合は、5月分に含めるものとする。

13 緊急時の対応

交通事故その他緊急事態が発生したときは、直ちに適切な処置を講ずるとともに、学校、委託者及び関係者に通報することとする。

安全装置の車外アラームが作動した場合、児童の置き去りが発生した場合は、直ちに適切な処置を講ずるとともに学校及び委託者へ報告すること。

受託者の故意及び過失により急遽代車が必要になった場合は、受託者にて代車を用意し運行すること。

14 運行時刻・路線の変更等

風水害その他の不可抗力の原因により、緊急に運行時刻あるいは路線を変更し、ま

たは、運行を中止しようとする場合は、双方でその都度協議するものとする。

15. 個人情報の取扱委託に関する覚書

受託者は、契約書作成に合わせて、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結すること。

16. その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (2) この業務に必要な機械器具類及び消耗品等は、受託者の負担とする。
- (3) 落札後、運転手の運転免許証の写しを提出すること。
- (4) 契約後直ちに、整備管理者及び運転手の選任届を提出すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、双方で協議し、運行業務の円滑な運営が図られるよう誠実に対応すること。
- (6) 運行回数の変更及び臨時便の運行等への対応については、委託者及び受託者の双方が協議の上調整を行い、業務量等の大幅な増減が生じた場合は、契約金額の変更を行う場合がある。
- (7) 乗務員は確認しやすい位置に名札を着用するとともに、業務を履行するにふさわしい服装、態度を心がけること。
- (8) 検査等のために、市職員や教職員がスクールバスに乗車する場合がある。